

道路上に物を置かないでください

道路は公共の空間です。

道路や歩道に物を置くと、歩行者や車両の通行を妨げ、思わぬ事故につながる危険があります。緊急時には避難や救急活動の通路になるなど、私たちの暮らしに密接に関わっています。こうした行為は法令等で禁止されています。

道路で次のような行為は行わないでください



自転車やバイクを
放置する



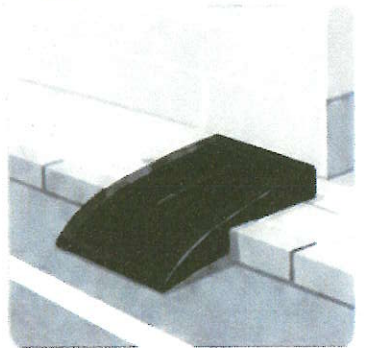
植木鉢などを
置く



お店などののぼり旗・
看板・商品を置く



車の乗り入れのための
段差解消ブロックを置く



物を置くと、こんな危険があります



通行の妨げに



歩行者や車いす、ベビーカーなどの
通行を妨げます。



事故の原因に



見通しが悪くなり、接触や転倒などの
事故につながります。



緊急時の妨げに



火災や救急時に、避難や救急活動の
妨げになります。



安全で快適なまちを、みんなで作っていきましょう。
ご理解とご協力をお願いいたします。